

国海環第206号  
令和8年2月13日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長  
( 公 印 省 略 )

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（令和8年国土交通省令第8号）を別添のとおり令和8年2月13日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

## (送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	部			長
共有船舶建造支援部				
日本小型船舶検査機構	理	事		長
一般財団法人 日本海事協会	副	会		長
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専	務	理	事
一般財団法人 日本船用品検定協会	常	務	理	事
一般社団法人 海洋水産システム協会	会			長
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事	務	局	長
一般社団法人 大日本水産会	専	務	理	事
一般社団法人 日本海事代理士会	会			長
一般社団法人 日本外航客船協会	常	務	理	事
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本作業船協会	会			長
一般社団法人 日本船主協会	理	事		長
一般社団法人 日本船舶電装協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本造船工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常	務	理	事
一般社団法人 日本船用機関整備協会	専	務	理	事
一般社団法人 日本船用工業会	専	務	理	事
一般社団法人 日本旅客船協会	会			長
公益社団法人 日本海難防止協会	会			長
全国内航タンカー海運組合	会			長
全日本海員組合	組	合		長
日本内航海運組合総連合会	理	事		長
American Bureau of Shipping	Vice President, Japan			
DNV AS	Country Manager, Japan			
Lloyd's Register Group Limited	General Manager, Japan			
ビューローベリタスジャパン株式会社	船	級	部	門
				長

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令について

### 1. 背景

船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「マルポール条約」という。）は、我が国において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）及びその下位法令で担保しており、マルポール条約の附属書は、国際海事機関（IMO）において、定期的に改正がなされている。今般、昨年 10 月に採択され、来年 3 月に発効予定のマルポール条約附属書の改正案の中に、これまで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」という。）で担保してきた内容に係る改正が含まれることから、検査規則について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

令和 6 年 10 月に開催された IMO 第 82 回海洋環境保護委員会（MEPC82）において、国際大気汚染防止証書※（以下「IAPP 証書」という。）の追補の様式に、船舶の建造契約が結ばれた日等に係る記載欄を追加するマルポール条約附属書 VI の改正案が採択された。これに伴い、検査規則に定められている IAPP 証書の追補の様式（第 12 号の 5 様式）に、当該記載欄を追加することとする。

※ 大気汚染防止検査対象設備（＝原動機、硫黄酸化物放出低減装置等）の検査に合格した、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶等に対して交付される証書

### 3. 今後のスケジュール（予定）

施 行：令和 8 年 3 月 1 日（日）※

※ マルポール条約附属書 VI の改正が効力を生ずる日が令和 8 年 3 月 1 日であるため、本省令の施行日も同日とする。

○国土交通省令第八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に  
関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十三日

国土交通大臣 金子 恭之

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令  
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十二号の五様式（第二十六条関係） (略)</p> <p>国際大気汚染防止証書の追補 SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (IAPP証書) (IAPP CERTIFICATE)</p> <p>(略)</p> <p>1.3 建造日 Date of build : 1.3.1 建造契約が結ばれた日 Date of building contract ..... 1.3.2 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日 Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction ..... 1.3.3 引渡しが行われた日 Date of delivery .....</p> <p>(略)</p>	<p>第十二号の五様式（第二十六条関係） (略)</p> <p>国際大気汚染防止証書の追補 SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (IAPP証書) (IAPP CERTIFICATE)</p> <p>(略)</p> <p>1.3 キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日 Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction .....</p> <p>(略)</p>

附 則  
この省令は、令和八年三月一日から施行する。